

平成29年度全国地域生活定着支援センター協議会

北海道・東北ブロック研修会

～包括的支援体制の構築をめざして～

もう一度、地域での生活を踏み出すために……

と き 平成29年10月10日(火) ～ 11日(水)

と ころ 北海道自治労会館

地域生活定着支援センター

「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯しない人」に矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された。

- ①コーディネート業務（帰住地への受け入れ調整）
- ②フォローアップ業務（受け入れ調整後に行う受け入れ先施設等への支援）
- ③相談業務（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

以上の業務を中心に行う。

地域生活定着支援センターを中心に、いろいろな立場から支援を行う方々の発表がありました。

○矯正施設から

- ・特別調整で在所中に、出所後の準備
- ・特別調整の役割と調整

○弁護士から

- ・累犯障がい者の負のサイクルについて
- ・起訴猶予、執行猶予と入り口支援
- ・釈放と出口支援

○保護観察所

- ・保護観察所の機能・目的
- ・生活環境の調整

○実践報告

大澤 隆則氏(元石狩市相談支援センターぷろっぷセンター長)

「違法行為をした発達障がい者の支援報告

～PECSを使用した他者とのコミュニケーションの

拡大を図ったN氏の事例～」

以上のような報告がありました。

1人の罪を犯した障がい者を福祉へつなげるために、多くの立場の隆方の熱い思いのもと、常に連携を取りながら前に進んでいるということが理解できました。罪を犯した障がい者の中には、福祉に繋がり良い支援を受けていれば犯罪に手を染めていなかった人々が多くいます。

また、どこかで福祉に繋がることができれば、再犯を防ぐこともできます。これからも情報を共有しつつ、連会を図っていくことが重要に思います。